

FOR TOMORROW

しぶや法人



〈燕岳小屋から富士を望む：写真提供 町田 和子氏〉

—会員増強月刊始まる／渋谷税務署新幹部ご紹介—

2015.10・11
No. **537**
平成27年

渋谷税務署新幹部ご紹介	4
年末調整等説明会のお知らせ	5
税務コーナー	6
事業ア・ラ・カルト	8
都税コーナー	14

法人会掲示板 10・11月

10月・11月・(12月)実施する主な事業

- 10月4日 千駄ヶ谷まつり (第10ブロック)
- 10月5日 青年部会役員会
- 10月6日 チャリティゴルフコンペ
- 10月8日 法人会全国大会
(税制改正要望全国大会)
- 10月9日 法人会全国大会
- 10月11日 恵比寿ビール坂祭り(第1ブロック)
- 10月14日 源泉研究部会研修会
- 10月15日 第8ブロック税務講習会
- 10月16日 第3回婚活イベント
- 10月19日 第7ブロック税務講習会
- 10月20日 第10ブロック税務講習会
- 10月22日 第11ブロック税務講習会
- 10月23日 第4ブロック税務講習会
- 10月26日 秋の特別セミナー
- 10月28日 源泉研究部会年末調整説明会
- 10月29日 第3ブロック税務講習会
- 10月31日 第8・9ブロック見学研修会
- 11月2日 渋谷区 くみの広場
- 11月3日 渋谷区 くみの広場
- 11月4日 特養ホーム慰問(あやめの苑代々木)
- 11月5日 特養ホーム慰問(みたけの丘渋谷)
- 11月5日 年末調整説明会〈大和田ホール〉
- 11月6日 年末調整説明会〈大和田ホール〉
- 11月9日 第1ブロック税務講習会
- 11月10日 第9ブロック税務講習会
- 11月10日 渋谷駅前清掃活動(青年部会)
- 11月11日 エンジェルスセミナー(女性部会)
- 11月12日 渋谷税務署長 納税表彰式
- 11月16日 第6ブロック税務講習会
- 11月17日 “税を考える週間”協賛講演会
- 11月17日 第7ブロックボウリング大会
- 11月19日 全国青年の集い
- 11月20日 全国青年の集い

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成27年10月21日(水)午後1時～4時
 日時 平成27年11月18日(水)午後1時～4時
 日時 平成27年12月16日(水)午後1時～4時
 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
 TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 10月7日(木) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷税務署 7F 会議室
 日時 11月18日(水)、19日(木)
 午後1時30分～4時
 場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

- 11月20日 第2ブロック税務講習会
- 11月24日 第5ブロック税務講習会
- 11月24日 救急救命講習会(青年部会)
- 11月25日 地方税セミナー
- 12月1日 渋谷駅前清掃活動(青年部会)
- 12月5日 フェスタ原宿(11ブロック)
- 12月9日 絵はがき合同表彰式(女性部会)
- 12月18日 理事会

平成27年度第2回定期健康診断日程

11月2日(月)・9日(月)・10日(火)・11日(水)・13日(金)
 東郷神社 和楽殿

※ご案内は別途ご郵送いたします。

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

救急指定病院



財団法人 日本医療機能評価機構 認定病院

医療法人

内藤病院

院長 内藤 誠二

◎在宅医療・訪問看護対応致します。

内科・外科・整形外科

健保・国保・労災・生保指定

渋谷区初台1-35-10(初台駅中央南口2分)

☎ **3370-2351** (代)

10月・11月・12月は 法人会の会員増強月間

—増強目標は250社です達成にご協力下さい—

今年も法人会では、10月、11月、12月の3ヶ月間、例年通り会員増強月間を実施いたします。
増強目標は今年は250社と定め、各ブロック、また会員の皆様のご協力をお願いすることといたしました。

法人会に入会しますと法人会が開催いたします諸事業に無料または非常に安い料金で参加できます。
決算法人・新設法人等の税務関係説明会や経営セミナー、夏期ゼミナール、簿記講習会、政治・経済等の講演会、人事・労務関係等のセミナーなど、幅広い分野にわたる事業に参加し、自由に最新の情報を得ることができます。また、各地域(ブロック)の諸活動にも参加でき、地域での情報も得て、多くの経営者の方々と親交を深められます。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「地域社会貢献」をテーマに活動しております。会員増強に一層のご協力をお願いいたします。

＜法人会テレビCMの実施＞

- 番組名 賢者の選択 Learders
- 放送局 BS12 (全国放送)
- 放送期間 平成27年10月4日～平成28年3月27日 (6カ月)
- 放送日 毎週日曜日18:00～18:55 (番組中に30秒CMを1回放送)
- ※全国法人会総連合HPトップからCM動画の閲覧可能 (平成27年10月1日～平成28年3月31日)

秋の特別セミナーのご案内

- 日時 平成27年10月26日(金) 14時～16時〈受付:13時30分〉
- 場所 渋谷エクセルホテル東急 6F 渋谷区道玄坂1-12-2 (TEL 3461-0180)
- 定員 200名 (定員になり次第締め切り)
- 内容 【第1部】 演題 「税とマイナンバー」
講師 渋谷税務署 法人課税第1部門 本田審理担当 上席調査官
- 【第2部】 演題 「渋谷駅周辺の再開発」
講師 東京急行電鉄(株) 開発事業部課長 山口 堪太郎氏
- 参加料 無料

《詳細、お申込みは同封のチラシをご覧ください》

◆お問合せ 渋谷法人会事務局 黒木まで TEL 3461-0758

新幹部のご紹介

7月10日の定期異動により、渋谷税務署の幹部の方々の異動がありました。そこで法人会の運営に直接関係のある新幹部の方をご紹介します、今後のご指導ご支援をお願い申し上げます。



署長
金森 勝氏



副署長(法人総括)
吉田 孝氏



副署長(管運・徴)
横川 幸司氏



副署長(総・個・資)
市川 康樹氏



副署長(法人調査)
平栗 芳治氏



総務課長
千葉 隆史氏



法人課税第1部門統括官
吉田 靖文氏



法人課税第2部門統括官
穴見 雄司氏



法人課税第3部門統括官
山本 有香氏



審理専門官(法)
清水 孝秋氏



審理専門官(法)
福川 真氏



審理専門官(源)
河内 文雄氏



法人連絡調整官
高野 真伸氏

新審理担当官グループ



法人課税第1部門
審理担当上席調査官(法)
辻田 孝章氏



法人課税第1部門
審理担当上席調査官(法)
本田 知幸氏



法人課税第1部門
審理担当上席調査官(法)
田崎 育朗氏



法人課税第1部門
審理担当調査官(法)
角 進太郎氏



法人課税第1部門
審理担当調査官(法)
田中 健太郎氏



法人課税第3部門
審理担当上席調査官(源)
関 孝浩氏



法人課税第3部門
審理担当調査官(源)
青木 綾子氏

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

渋谷税務署・渋谷区役所からのお知らせ

～平成27年分 年末調整等説明会の開催～

税務行政につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、税務署及び区役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、以下の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等をご持参の上ご来場願います。

(「年末調整のしかた」などの書類につきましては、10月下旬に発送を予定しております。)

開催日	用紙配布	説明会	対象地域(※)	会 場
11月5日(木)	9:20～9:50	10:00～12:00	上原、大山町、神山町、松濤 神宮前、神南、千駄ヶ谷、富ヶ谷	渋谷区文化総合 センター大和田 渋谷区桜丘町23-21 (下の地図をご覧ください。)
	13:20～13:50	14:00～16:00	笹塚、西原、幡ヶ谷、初台、本町 元代々木町、代々木、代々木神園町	
11月6日(金)	9:20～9:50	10:00～12:00	宇田川町、桜丘町、渋谷、神泉町 道玄坂、南平台町、鉢山町、円山町	渋谷区桜丘町23-21 (下の地図をご覧ください。)
	13:20～13:50	14:00～16:00	鶯谷町、恵比寿、恵比寿西、恵比寿南 猿楽町、代官山町、東、広尾	

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【問い合わせ先】

○説明会、源泉所得税関係について

渋谷税務署 源泉所得税担当 03-3463-9181 内線 5032

○用紙請求、法定調書関係について

渋谷税務署 管理運営部門 03-3463-9181 内線 2021

○給与支払報告書及び住民税特別徴収について

渋谷区役所 税務課 課税第一・第二係 03-3463-1719・1726・1738・1743 (直通)

自動音声案内にしたがって、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。
なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

【説明会場案内図】

※昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。



渋谷区総合文化センター大和田
渋谷区桜丘町23-21

アクセス

- ・渋谷駅より徒歩5分
- ・大和田シャトル直行バス
(ハチ公 - 大和田)
- ・ハチ公バス コミュニティバス
(夕やけこやけルート)

◎説明会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

この社会あなたの税が生きている

いよいよ、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります

◆社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。平成27年10月から、個人番号（マイナンバー）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。



◆個人番号・法人番号について

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。

この個人番号は、通知カードにより、市区町村から住民票の住所に簡易書留で送付されますが、個人番号は社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。個人番号と異なり、法人番号は、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます。

◆税務関係書類への番号記載について

マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署等へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号（個人番号又は法人番号）の記載が必要となります。番号の記載が必要となる時期の例は、以下のとおりです。

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	（平成28年分の場合） 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	（平成28年12月末決算の場合） 平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

◆本人確認の方法について

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。また、事業者の方が法定調書に記載するために従業員の方などから個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

◆マイナンバー制度導入に向けた準備について

事業者の方は、給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険の事務手続などで従業員の方などの個人番号を取り扱うことになりますが、その際には、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。特定個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に応じて、必要な対応ができるよう準備をお進めください。

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」をご覧ください。

Q6-3 収集・提供した個人番号に誤りがあった場合、個人番号関係事務実施者である事業者には責任は及びますか。

A6-3 個人番号に誤りがあった場合の罰則規定はありませんが、番号法第16条により、本人から個人番号の提供を受けるときは、本人確認（番号確認と身元確認）が義務付けられており、また、個人情報保護法第19条により、正確性の確保の努力義務が課されています。

※特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に関するQ&A より

都税事務所だより

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告 ○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	_____
電子納税	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	_____

<eLTAXのご利用時間>

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続きについてのお問い合わせ>

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理係

渋谷都税事務所 03-5420-1621(代)

（事業所税については新宿都税事務所が渋谷区を所管しています。）



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会 事業 アラカルト

新委員に委嘱状の交付

第3回通常総会も終了し、各委員会の新委員も確定したので各委員会を開催し、委員の方々に委嘱状を柳田会長よりお渡しして、ご協力をお願いした。

7月13日に組織・厚生合同委員会を東郷記念館で開催し、7月16日に税制・事業研修委員会、7月23日に総務・財務委員会、7月24日に広報・社会貢献委員会を法人会館において開催した。



新居厚生委員長挨拶



組織・厚生委員会



渡辺事業研修委員長挨拶



税制・事業研修委員会

第44回夏期ゼミナールを開催

8月4日(火)5日(水)、恒例の夏期ゼミナールを今年は石和温泉、ホテル富士に於いて開催した。

開会は午後3時20分、柳田会長の挨拶に引き続き、山梨学院大学陸上競技部顧問、上田誠仁(うへだまさひと)氏を講師に迎え、『リーダーシップとチームワーク』と題して講演をいただいた。

ご自身の大学時代の話から現在の創部から携わってこられた、山梨学院大学陸上競技部の箱根駅伝に纏わ



会長挨拶



講師：上田誠仁氏



夏期ゼミナール

る話までスポーツマンらしくはっきりとした口調で語られた。

午後6時から懇親会に入り、会長挨拶、宇野澤顧問の乾杯に始まり、歌に会話に大いに盛り上がった。午後8時五月女副会長の中締めで宴会を終了。翌朝、朝食後解散した。

出席者 52名

会員増強合同会議を開催

渋谷法人会では、法人会事業の充実等を図るため、毎年会員増強月間(10・11・12月)を開催しており、その推進方法について8月28日(月)渋谷法人会館において、常任理事・組織委員会会員増強合同会議を開催した。

当日は渋谷税務署より、吉田法人総括担当副署長、吉田法人第一統括官と本田審理担当上席にご出席いただき、依然として厳しい経済環境の中、退会防止策や増強目標数について最終検討をし、退会防止策については、昨年と同じく新規の入会の方には事務局から訪問し、事業内容等について説明をする。

目標数は経済環境を鑑み、今年も250社とすると決定した。



吉田第一統括官ご挨拶



五月女組織委員長挨拶



会員増強合同会議

理事会を開催

去る9月7日(月)午後4時から原宿東郷記念館において、税務署異動後初の理事会を開催した。

最初に柳田会長の挨拶に続き、7月赴任された渋谷税務署金森署長にご挨拶をいただき、議案審議に入った。

第3回通常総会を始め、会員増強合同会議や社会貢献事業等の経過報告、秋の特別セミナーを始め、今後の事業計画へのご協力のお願い等の説明し承認を得た。

その後渋谷税務署新幹部との名刺交換をした。



金森税務署長ご挨拶

電子納税、電子申告を活用しよう



柳田会長挨拶



議案審議

ブロックだより

まぐろ祭りに参加

第1ブロック（大塚ブロック長）

5月17日(日)渋谷法人会第1ブロック（恵比寿、広尾、東）の中の広尾地区でまぐろまつりが開かれ、法人会から花小鉢、お菓子、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。



まぐろの解体



税金クイズ

笹塚サマーフェスティバルに参加

第7ブロック（田中ブロック長）

笹塚駅前毎年7月下旬に金・土の2日間開催している笹塚サマーフェスティバルの第1日の7月24日(金)に今年も参加した。

ことしも猛暑の中のフェスティバルとなったが、恒例の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦していただき、解答者にお菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。



笹塚サマーフェスティバル

第18回初台地区ふれあいまつり

第8ブロック（光山ブロック長）

第9ブロック（野口ブロック長）

去る7月26日(日)初台地区の初台まつりに、昨年に引き続き、第8ブロックと第9ブロックで共同参加し、事務局からも2名参加した。また今年も就業体験の代々木中学校の生徒5名と引率の先生1名がその受付を担当した。

渋谷税務署監修の恒例の“税金クイズ”に大人の方はもちろん、主に夏休みに入ったばかりの子供たちが挑戦、一所懸命に考え、その後もらった景品に喜んでいた。



初台ふれあいまつり

恵比寿盆踊り大会に参加

第2ブロック（雨宮ブロック長）

去る7月24日(金)25日(土)と恵比寿盆踊り大会が開催され、第1日目の24日に事務局3名、大同生命からも1名参加した。

昨年と違い今年再び猛暑の中、渋谷税務署監修の“税金クイズ”に挑戦してもらい、解答していただいた



恵比寿まつり

方には、カップメン、お菓子そして子供にはおもちゃも提供し、法人会をアピールした。

ちゃんこ鍋の会に参加

第1ブロック（大塚ブロック長）

8月23日(日)渋谷法人会第1ブロックの中で東地区の氷川神社で毎年開催されている“ちゃんこ鍋の会”に昨年に引き続き参加した。

このちゃんこ鍋の会では奉納相撲も行っており、木瀬部屋の力士が来て子供たちや地域の方と相撲をとったりした。

法人会から花小鉢、その場で作ったポップコーン、お菓子、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう



氷川神社ちゃんご鍋の会

第7ブロック研修会

日時 7月8日(水) 午前8時10分～午後6時30分
(車中：ビデオ研修、税金クイズ)

行き先 河口湖ハーブ館、笹ご茶屋野菜狩り体験、
笹一酒造

参加者 35名



バス研修会

第10ブロック研修会

日時 9月12日(土) 午前8時00分～午後7時00分

行き先 碓氷峠鉄道文化むら、
世界遺産・富岡製糸場、こんにゃくパーク
(車中：税金クイズ)

参加者 18名



10ブロックバス見学研修会

部会だより

女性部会便り

特養ホームあやめの苑へ

6月10日(水)女性部会は、例年通りタオルを特養ホーム：渋谷区あやめの苑・代々木に名和部会長、松本副

部会長、数村幹事、三雲幹事と事務局1名で届けた。

渋谷法人会女性部会では、介護される方々はもとより、介護に携わる方々のお役に立ちたいと考え活動してまいります。

使い古しのタオル等がお手元にありますたら是非お声掛け下さい。

TEL 3461-0758

渋谷法人会事務局 女性部会担当 中村まで



あやめの苑代々木

造幣局工場見学研修、 柴又周辺散策の会を開催

去る6月22日(月)青年部会主催、女性部会協賛により、造幣局東京支局工場を見学し、水元公園や柴又・寅さん記念館など下町を散策する見学会を開催した。

池袋の独立行政法人造幣局東京支局の工場と貨幣博物館で、貨幣の鑄造工程や貨幣の移り変わりなど見学した。

続いて、葛飾区にある都立公園の水元公園散策と柴又の寅さん記念館を見学し、下町情緒に触れた。

参加者26名。



貨幣の移り変わり



研修会



造幣局前

メールアドレスを登録しよう

「愛する力」「夢みる力」「怖れる力」(AYOの力)で『天の時』をつかむ

●「仁」あるところに人は集まる

平成27年の大河ドラマは、「花燃ゆ」。松下村塾を開き、明治維新の大業をなした多くの門弟を育てた吉田寅次郎松陰の妹・杉家の四女・文（ふみ）の目を通してみた維新の青春群像物語です。

ドラマを見ていると、心に残るセリフがいくつも出てきます。メモをとろうとしましたがあまりにも多く、その一つ一つを書き残すことができませんでした。残念に思いNHKの「花燃ゆ」のホームページを開いてみました。すると、心に沁み入るセリフやメッセージを壁紙にしたものが掲載されていました。それによると、第1回「人むすぶ妹」では、吉田松陰は次のように語っています。

「本は文字ではない。人じゃ。開ければ触れることができる。ほかの人の考えに。その人の目を見た世の中の、人生のあらゆることを教えてくれる」「人はなぜ学ぶのか？知識を得るためでも、出世のためでもない。人にもものを教えるためでも、人から尊敬されるためでもない。己のためじゃ。己を磨くために人は学ぶんじゃ」

しかし、これらはあくまでもドラマのセリフです。そこで吉田松陰が実際に語ったとされる名言をここでいくつか見てみましょう。

アメリカの軍艦で海外に渡ろうとして捕えられた松陰は、獄中で囚人たちに『孟子』の講義をします。そのときの記録が『講孟余話』として残っていますが、そこには、「仁は愛を主とす。人を愛する、己を愛する、同じく仁なり」とあるそうです。そしてこの「仁」あるところに人は集まるのです。

また、「志定まれば、気盛んなり」とも言っています。「必ずこうしようという意思がしっかりすれば、おのずと勇氣、元気が湧きあがってくる」ということでしょう。

●「天の時」を開くには

ところで中国の古典に「いくら大声をあげて叫んでも百歩先までしか聞こえないが、強い思いは、千里先

まで届く」という言葉があるそうです。「志」、つまり強い思いが、まわりの人のみならず現代に生きる人までも変えていくのです。

もし高杉晋作、伊藤俊介（博文）、山県狂介（有朋）といった明治維新を成し遂げたメンバーが、松下村塾で吉田松陰と出会わなかったら、明治維新というプロジェクトは実現しなかったかもしれないのです。この「志をもった人との出会い」が人の運命を変え、歴史までも変えたのです。まさにこの出会いが「天の時」です。

よく「あの時あの人に出会っていなければ今日の自分はない」という言葉を耳にします。人の一生が実りの多いものであったかどうかは、「生涯のうちでどれだけ多くの素晴らしい人たちと出会ったかで決まる」のです。しかし、多くの人はこのせつかくの「天の時」を見逃しているのです。それは日ごろ、「出会い」や「縁」「絆」を大切にしていなかったからでしょう。そこで吉田松陰を参考にどのような人と出会った時が「天の時」と言えるのか考えてみました。

- ①自分を決して飾らず、ホンネでしゃべる人
- ②誰からも好かれ、交友が広い人
- ③誠実さと同時に厳しさのある人
- ④懐の深さがあり、知識造詣が深いのに、それを決してひけらかさない人
- ⑤物事や情報に対して鋭い感性を持っている人

こうした人と出会ったら、それはまさに「天の時」というべきでしょう。しかし、その天の時を開くためには、日ごろから「出会い」や「縁」「絆」を大切にしていなければならないのです。そのために必要なのが松陰の言う「仁」、すなわち「愛」です。

「愛する」にはエネルギーがなければなりません。そのエネルギーを生み出すのが「夢」です。そしてこの夢を実現していくためには知恵が必要で、それは「天」を怖れることで生まれます。この「愛する力」「夢見る力」「怖れる力」の3つの力があって、はじめて「天の時」が開かれてくるのです。「人を愛し人を利するものは天必ず之に福（さいわい）す」ともいいます。

「これ以上何をいただきましょう。
他の弟子たちにお与え下さい」

この言葉は保己一の師、雨富須賀一検校が彼に遺産を譲ろうとしたときに返した言葉である。このように保己一は無私無欲の人であり、手にした金のほとんどを書物の購入に充てるほどであった。そのため「本の精」とも言われていたという。

塙保己一は5歳のときの病により7歳で失明。マッサージ、ハリ、三味線など習ったが、不器用で、上達は遅かったという。しかし彼は、盲目というハンディキャップをものともせず、手のひらに指で字を書いてもらうことで文字を覚え、手で触ったり匂いを嗅いだりすることで草花を見分けることができた。耳にする話を忘れることはなく、一言一句違わず語ることができたほど物覚えが良かったという。10歳の時には江戸で学問を積んで立派な人間になりたいと考

古今東西明日を勝ち取る 「成功のルール」名言集

相川 信彦 (社)日本作家クラブ常任理事)

江戸時代の国学者
はなわ ほ き いち
『塙 保己一』
(1746~1821)

えるようになっていた。

こうして、ただひたすらに人が音読したものを暗記しながら学問の道を突き進み、ついに盲目の大学者、塙保己一が誕生することになる。彼の学問に取り組む姿は、見る人に感動を与えるのに十分であり、まさに、「眼聴耳視」(真実を眼で聴き、耳で見る)という言葉そのものであった。

彼の一生において最大の事業は、いうまでもなく『群書類従』の編纂と出版である。しかし、そ

の道は困難を極め、34歳のころに企画立案しながらも、その後、41年間という長い年月を経て、初めて世に出ることとなったのである。そのとき保己一74歳。こうした地道でまれともいえる彼の偉業が、国学の発展に大きな貢献を果たすことになった。

また、その名は日本にとどまらず、米国の教育者・社会福祉活動家であるヘレン・ケラーも、盲目を嘆かず、いつも人類のために尽くす保己一を自分の手本、目標として勉学に励んでいた。ヘレン・ケラーが昭和12年に初めて来日した時、保己一の本像に触れ「私は塙先生のことを知ったお蔭で障害を克服することができました」と語ったという。

■参考文献

- ・『眼聴耳視 塙保己一の生涯』
花井泰子著 (柏プラーノ刊)
- ・『新世紀大辞典』
(学習研究社刊)

「自分力」を鍛える 強化書

西都原 信
(ビジネスマン評論家)

「自己投資力」を高めよう！

人はどんなときも、前を向いて歩くことが自分を向上させる源泉となっているのではないだろうか。明日を拓いていくには「それでも前向きに歩く」というスピリットがなければならない。たとえその道がまわり道であったとしても、前を向いて歩いていくことで自分のめざすゴールへと辿りつくことができる。

しかし、前向きに歩いていくためには、自分の道をみずから拓いていかなくてはならない。この道こそ自分を創っていく道となれば、自分への投資もしなくてはならない。

自己投資は明日の自分を拓く「栄養剤」。この“心の栄養”によって前向きな人生を造りだすことができるのである。

■「自己投資」で前進するチェックリスト

- ☐ 自分なりに日々努力をしているだろうか
- ☐ 千里の道も一歩からと思っているだろうか
- ☐ 他人の目だけを気にしてはいないだろうか
- ☐ うまくいかないと焦っていないだろうか
- ☐ 自分の考えを理解してくれる人がいるだろうか
- ☐ うまくいかないことを他人のせいにしていないだろうか
- ☐ 今やるべきことに全力を注いでいるだろうか
- ☐ いとも簡単にあきらめてしまうことはないだろうか
- ☐ 他人の知恵をうまく借りることができるだろうか
- ☐ ものごとに過剰反応をしてはいないだろうか
- ☐ 自分のイメージを明確に設定しているだろうか
- ☐ やたら怒ったりすることはないだろうか
- ☐ 人目を気にしすぎているだろうか
- ☐ 時間は有限だということを認識しているだろうか
- ☐ 自分なりのプランを持っているだろうか
- ☐ 今やっていることは本当に好きなことだろうか
- ☐ 過去ばかり振り返っていないだろうか
- ☐ 自分自身を信じているだろうか

e-Taxを体験してみよう！

平成27年7月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(株)TTC	山本 哲郎	恵比寿西1-20-2	5459-5329	食品試験受託と提案
4	(株)レントワークス	井坂 文昭	道玄坂1-17-5	6455-3131	不動産
5	合同会社ベストエビデンス	古川 利広	道玄坂2-15-1	6427-8595	探偵・興信所
5		北澤 章	調布市多摩川1-7-1-203		
8	(株)Kフィールド	小泉 幸一	本町1-3-5	6276-2708	不動産
8	(有)ユタカサービス	森下 彰	本町1-20-2	3377-2801	サービス業
10	アサマ水処理(株)	齊藤 一	千駄ヶ谷5-12-8	3352-8979	水処理剤製造
11	(株)嗜好品研究所	國友 栄一	神宮前4-15-3	5413-9422	飲食業
11	(株)國松商店	松本 ルキ	神宮前4-15-3	5413-9422	飲食業
11	(株)レガロス	佐藤 秀樹	神宮前5-24-5	6418-9688	建設業
区外	(株)映光	吉川 光政	千代田区飯田橋3-11-4	3234-1798	映像企画制作
区外	(株)Way-formation	中村 光宏	目黒区大橋2-12-1	6407-2425	内装業
区外		川口さゆり	目黒区上目黒3-10-3		保険販売業

平成27年8月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(株)ゼフ	登坂 洋子	恵比寿西1-7-2	3608-7544	サービス
3	合同会社キースリング	井上 達雄	渋谷2-10-7-3F	5468-8125	飲食
11	(一財)東京公社住宅サービス	梅津 利長	神宮前5-53-67	3797-3786	債務保証
区外	(一財)東京社会保険協会	猿渡 智	新宿区新宿7-26-9	5292-6515	医療保険業

総合家電販売

村山電機株式会社

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷3-55-5

phon 03-3377-9822

e-mail : info@muraden.com

法人会ホームページを活用しよう



10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため調査の手がかりを探しています。不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油110番までご連絡ください。

また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、走行中の車両・貯油施設・物流施設・工事現場等で燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

不正軽油110番

ふ せ い な く そ う
0120-231-793

24時間受付(フリーダイヤル)

FAX 03-5388-1309

Eメール S0000106@section.metro.tokyo.jp

詳しくは、東京都主税局課税部課税指導課（03-5388-2958）までお問い合わせください。

東京都主税局ホームページ

主税局 不正軽油

検索



東京都と都内区市町村からのお知らせです

事業主の皆さま 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収への自主的な切替えを行うなど、特別徴収の実施に向けてご準備いただきますようお願いいたします。

特別徴収とは？

事業主の方（特別徴収義務者）が従業員の方（納税義務者）に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

特別徴収義務者となる事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、従業員の方が金融機関に出向いて納税する手間が省けます。なお、所得税のように、事業主の方が税額の計算や年末調整をする必要はありません。

■詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索



個人住民税PRキャラクター
 ぜいきりん

振替納税を利用しよう

昨年度に引き続き、平成27年度も 小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りします。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。
※前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】 土地が所在する区にある都税事務所
渋谷都税事務所 電話 03-5420-1621(代表)
*庁舎移転に伴い電話番号が変わりました！

しづや法人No.536
季節のクロスワードパズル●解答

解答 カキゴオリ

ヒ	ラ	メ	■	エ	ド	ツ	コ
ヤ	■	ロ	シ	ア	■	ク	シ
ヤ	キ	ン	■	コ	オ	リ	■
ツ	ユ	■	カ	ン	キ	■	チ
コ	ウ	ソ	ウ	■	ナ	ゴ	ヤ
■	シ	バ	■	サ	ワ	ー	■
ア	ユ	■	シ	オ	■	ヤ	シ
ソ	ウ	メ	ン	■	ビ	ール	

◎当選者

しづや法人No.536の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。当選者は、下記の方々です。(非当選の方へのご通知は差し上げません)

シンキングアバウト(株) 水野 博美様
サイトウ楽器(株) 齋藤 晃様
(株)エムエスアート 小幡 彰子様
(株)イトキン 林 さやか様
(株)沼尾建築設計事務所 相原 恵子様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成27年11月9日(月)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子

1		2		3		4		5
		6		7				8
9		10					11	
		12				13		
14			15		16			17
18		19		20				
		21				22		
23				24				

タテのカギ

- 童謡「山の音楽家」でタヌキさんの楽器
- 黒人霊歌から誕生。「天使にラブ・ソングを」の音楽
- バッハ作曲「G線上の〇〇〇」
- 力士が踏むのはシコ。ラッパーが踏むのは？
- オペラ座の怪人、コレで顔を隠す
- 旅行を英語で。ワンダー〇〇〇〇
- 日本ではレコード大賞。米国では〇〇〇〇賞
- 「兵」と書く。その道の達人
- 兄のチルチルと、青い鳥を探しに
- お坊さん得意のパークッション
- ギターなどを指でパララン♪
- 〇〇〇〇の教科書に載っていた、正倉院の琵琶

解答欄

19 タラッタラタラ♪どなたのダンス？

22 謡曲に合わせて舞う古典芸能

ヨコのカギ

- アルゼンチン発祥、厚いダンス音楽
- 有名なシャンソン「〇〇の讃歌」
- バイオリンなどの弦楽器主体の演奏
- レオ・ドリーブ作曲、動く人形が出てくるパレエ
- 逆から読んでも「サクラは〇〇さ」
- ウィンナ、子犬の、テネシーといえば
- 聴くにたえないからココに栓！
- 昔々、スバツと切ったら中から男児
- 「トスカ」「蝶々夫人」を作曲
- 「〇〇〇を突き抜け喚起に至れ」とペーターベン
- ドラえもんの絵かき歌で、最初の形
- 聖歌隊が歌う〇〇〇歌
- 仏語で「いいえ」
- 草餅の草は？
- 教員、先生、反面の方も

これで安心！
心の安穩 “報 恩 廟” (室内霊堂)

4つのタイプをご用意しました

渋谷区代々木4-23-13

宗教法人 立 正 寺

TEL 03-3370-2418

参宮橋駅 徒歩5分

渋谷法人会の 葬儀支援サービス

家族葬、一般葬、
社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに
合わせたご葬儀の
ご相談承ります



新たな会費のご負担や制度加入手続きは
一切必要ございません。

記載のサービス内容は、平成27年7月現在のものです。状況により変更となる場合がございます。

首都圏平均**50万円**相当の葬儀に必要な**基本セット**が

75歳未満の役員

無 料

75歳以上の役員および
役員のご家族[※]の方

24万円(税別)

でご利用いただけます。

※ 家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。

- 基本セットに含まれない費用は別途ご負担いただきます。
- 詳しくは、下記コールセンターまでお問合せください。

制度内容や
斎場検索ができる
ホームページがあります。
葬儀の知識等も掲載。
スマホからもOK。

葬儀に関する疑問や、事前相談・お問い合わせ、万ーの場合は

全国儀式サービスコールセンター

24時間／365日対応



0120-421-493

※ご利用の際は、事前に上記の電話番号へご連絡ください。葬儀社とのお打合せ後のご連絡では、ご利用になれません。

株式会社 全国儀式サービス

しぶや法人 第537号／平成27年10月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)